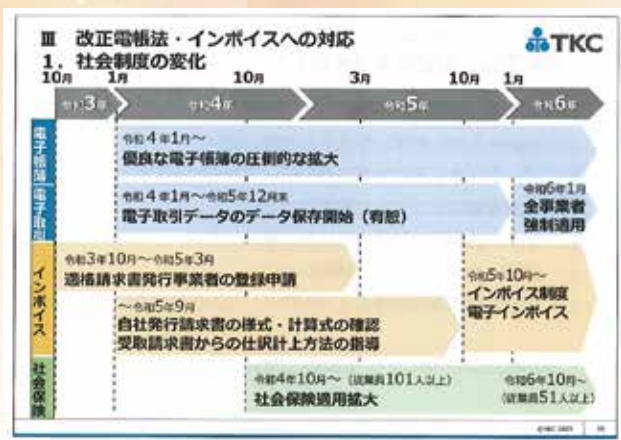




# 税金よもやま話

## インボイス制度、アナログ対応か？ デジタル(DX)対応か？



- 適格請求書発行事業者の登録を紙で提出  
→ 2ヶ月後に文書で回答
- 適格請求書発行事業者の登録を電子申告  
→ 1週間以内にメールで回答
- ☆ 適格請求書発行事業者の登録を電子申告  
→ 2週間以内に文書で回答

### 自社発行書類の確認

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
  - 取引年月日
  - 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
  - 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
  - 税率ごとに区分した消費税額等
  - 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ①について、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」により個人事業者の方は、**屋号**を登録することが可能です。
- ⑥について、「簡易インボイス」不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業等は記載省略可能。

### 請求書上の消費税額計算方法の確認

- 取引金額等の表示方法を税込みと税抜きのどちらにするか？
- 明細行が税抜きの場合の事例

品名	単価	数量	税込み金額	消費税額
ワイン	800	10	8,800	800
牛肉	2,700	20	54,000	4,160
トマト	50	40	2,300	184
10%消費税			8,800	880
8%消費税			52,700	4,160
請求金額			64,960	

8,800円×10%=税額800円  
52,000円×8%=税額4,160円  
8,800円+52,000円+800円+4,160円=64,960円

- 明細行が税込みの場合の事例 →

品名	単価	数量	税抜き金額	消費税額
ワイン	800	10	8,800	800
牛肉	2,700	20	54,000	4,160
トマト	50	40	2,300	184
10%消費税			8,800	880
8%消費税			56,160	4,160
請求金額			60,191	

8,800円×10%=税額800円  
56,160円×8%=税額4,160円  
8,800円+56,160円=64,960円

- 消費税額の端数処理は1つのインボイスにつき**税率ごとに1回**。認められる例と認められない例の計算例

品名	単価	数量	税抜き金額	消費税額
ワイン	800	10	8,800	800
牛肉	2,700	20	54,000	4,160
トマト	50	40	2,300	184
10%消費税			8,800	880
8%消費税			56,160	4,160
請求金額			60,191	

**仕入税額控除を受ける際の留意点**  
適格請求書発行事業者でない取引先からの仕入れは仕入税額控除ができなくなる(但し令和11年9月までは経過措置あり)。

**アナログ対応の限界**  
仕入の入力を行う際には、その仕入先ごとに課税事業者か免税事業者かの判断を行う必要があります。  
→ 仕入力時間が余計にかかる。

**デジタル(DX)対応への切り替えのメリット**  
取引先のデータベースを搭載している会計システムを利用すれば、事前に取引先のデータベースに登録してある情報を元に仕入力時に課税事業者か免税事業者かを自動判定できます。

**免税事業者等からの仕入れの取扱**  
適格請求書発行事業者以外の者(以下、免税事業者等)からの仕入れについて税額控除ができなくなります。(令和11年9月末まで経過措置あり)

期間	控除対象額
令和5年10月1日～令和6年9月30日	仕入税額控除額×60%
令和6年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額控除額×50%
令和11年10月1日～	仕入税額控除不可

### 免税事業者等から受け取った請求書等からの仕訳例

品名	単価	数量	金額
ワイン	800	10	8,800
牛肉	2,700	20	54,000
トマト	50	40	2,300
ピーマン	100	10	1,080
合計			66,040

10%対象 8,800円  
8%対象 57,240円

※軽減税率対象です。

品名	単価	数量	税抜き金額	税率	税額	消費税額	消費税額	取引先
ワイン	800	10	8,800	10.0%	880	8,800	800	大手食品株式会社
牛肉	2,700	20	54,000	8.0%	4,160	58,160	54,000	大手食品株式会社

**自らが免税事業者の場合の注意点**  
免税事業者はそのままでは適格請求書発行事業者にはなりません。課税事業者は免税事業者等からの仕入れについては税額控除を受けることができません。  
→ 結果として、課税事業者である得意先は免税事業者からの仕入れを避けようとするのではないが、消費税額分の値引き要請を行うのではないかと想定されます。

- 顧客は一般消費者だけ(ゲームセンター、学習塾、理容室等)。
- 非課税取引(居住用の賃貸)の売上しか発生しない。
- 独自の技術を持っており税額の問題で得意先から縁を切られる恐れがない。
- 自己の経営する会社に店舗のみ賃貸している個人事業者。
- 将来的にも課税売上高が1,000万円を超えることが無い。
- これまでも消費税を上乗せして請求書は発行していなかった。等々、免税事業者のままでいるかどうか、メリット・デメリットを十分に吟味し、令和5年3月までに課税事業者になるかどうかを判断しましょう。

**要留意**  
適格請求書発行事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、適格請求書の登録の効力が失われないう限り、免税事業者となりません。「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます(登録とりやめ)